

## 防火基準適合表示制度実施要綱

鳥取県東部広域行政管理組合消防局

### (目的)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性を鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図るため「表示」を行うことを目的とする。

### (表示対象とする防火対象物)

第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする防火対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令別表第一(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で次の各号に該当するものとする。

- (1) 消防法第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

### (表示マークの交付申請)

第3条 ホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）は、表示マークの交付を受けようとするときは、表示マーク交付（更新）申請書（様式第1号）に別表第1の左欄に掲げる報告書等を添付して、管轄する消防署長に申請するものとする。

### (表示基準及び審査)

第4条 表示基準は別表第2のとおりとする。

- 2 消防署長は、表示基準の審査において、消防法に定める防火対象物（防災管理）定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法に定める定期調査報告等の現行制度を活用するものとする。
- 3 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

(表示マークの交付)

第5条 消防署長は、関係者から、第3条の交付申請を受理したときは、前条の規定による審査を行い、その申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認める場合は、その旨を関係者に表示基準適合通知書(様式第2号)により通知するとともに、別図に定める「表示マーク(銀)」を交付する。また、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、別図に定める「表示マーク(金)」を交付する。

- (1) 表示マーク(銀)が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められる場合
- (2) 表示マーク(金)が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付(更新)申請され、表示基準に適合していると認められる場合

2 消防署長は、同一の表示マークを継続して交付する場合は、通知のみを行うものとする。

3 消防署長は、第1項の表示マークの交付を行った場合、関係者から表示マーク受領書(様式第3号)を受領するものとする。

4 消防署長は、前条の審査の結果、申請に係る防火対象物が表示基準に適合していないと認める場合は、その旨を関係者に表示基準不適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(表示マークの掲出)

第6条 前条の規定により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。

(表示マークの掲出開始)

第7条 表示マークの掲出開始は平成26年8月1日からとする。

(表示マークの有効期間)

第8条 表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク(銀)」は1年間、「表示マーク(金)」は3年間とする。

(表示マークの返還)

第9条 消防署長は、表示マークの交付を受けた防火対象物が次に掲げる各号のいずれか

に該当する場合は、表示マーク返還請求書（様式第5号）により関係者に表示マークの返還を請求するものとする。

- (1) 表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合
- (2) 表示マークが交付されている防火対象物において、表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
- (3) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合
- (4) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合

（表示マークの再交付）

第10条 消防署長は、前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合は、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

なお、この場合、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保するものとする。

（表示マーク交付防火対象物の公表）

第11条 表示マークを交付した防火対象物は、公表することができる。

（表示制度対象外施設の申請等）

第12条 消防署長は、表示制度の対象とならない2階以下又は収容人員30人未満の関係者から、表示制度対象外施設申請書（様式第6号）により通知書交付の申請があり、表示基準に適合していると認める場合は、表示制度対象外施設通知書（様式第7号）により、当該関係者に通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に際し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1

報告書等の種別根拠法令	備 考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理）定期点検報告書（写）※1 [法第 8 条の 2 の 2（法第 36 条において準用する法第 8 条の 2 の 2）]	申請日から過去 1 年以内 に実施した報告書を添付す る。ただし、消防署長に報告 済みの場合は添付を省略す ることができる。	前回の申請日以降に実施 した報告書をすべて添付す る。ただし、消防署長に報告 済みの場合は添付を省略す ることができる。
防火対象物（防災管理）点 検報告特例認定通知書（写） ※2 [法第 8 条の 2 の 3（法第 36 条において準用する法第 8 条の 2 の 3）]	申請日直近の認定通知書を 添付すること。	表示マーク（銀）と同じ。
消防用設備等点検結果報告 書（写） [法第 17 条の 3 の 3]	申請日から過去 1 年以内 に実施した報告書を添付す る。ただし、消防署長に報告 済みの場合は添付を省略す ることができる。	前回の申請日以降に実施 した報告書をすべて添付す る。ただし、消防署長に報告 済みの場合は添付を省略す ることができる。
製造所等定期点検記録表 （写） [法第 14 条の 3 の 2]	申請日から過去 1 年以内 に実施した記録表を添付す る。ただし、立入検査時等に 記録表を確認した場合は添 付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施 した報告書をすべて添付す る。ただし、立入検査時等に 記録表を確認した場合は添 付を省略することができる。
定期調査報告書（写） [建基法第 12 条]	直近の定期調査の期間内 に行ったものを添付するこ	直近の定期調査報告の期 間内に行ったものをすべて

	と。	添付すること。
その他消防署長が必要と認める書類		

※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合

別表第2

表示基準

点検項目	
防火管理 等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等

	消防用設備等の点検報告
危険物施設等	
建築 構造 等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等

別図



表示マーク（金色）



表示マーク（銀色）

備考

- 1 様式の大きさは、日本産業規格 B 4 とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のもの（消防局名を除く。）にあつては、それぞれ金色・銀色とする。